

17 ダイオキシン類抑制対策

● 廃棄物焼却炉から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度についても基準が設けられています

- 新設・既設の別、燃焼室（炉）の規模に応じて、排ガス中のダイオキシン類濃度について基準が設けられています。
- 各施設においては、少なくとも1回はダイオキシン類濃度を測定し、基準に適合していることを確認する必要があります。

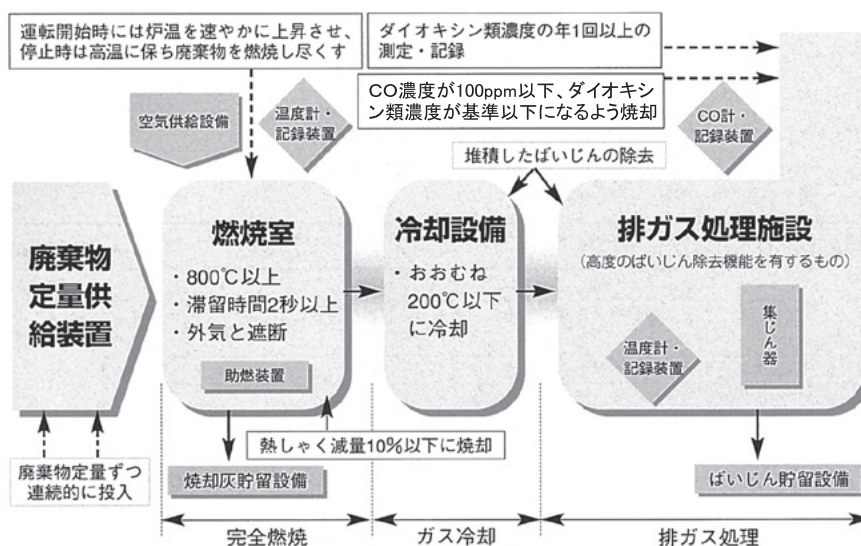
ダイオキシン類濃度の基準

（単位：ng-TEQ/m³N）

燃焼室（炉）の処理能力	新設施設	既存施設
	H 9. 12. 2～	～H 9. 12. 1
4 t/h以上	0.1	1
2～4 t/h	1	5
2 t/h未満	5	10

（注）各燃焼室（炉）ごとに基準値が設定されているのでご注意ください。

構造基準・維持管理基準のイメージ



● 野焼きは原則として禁止されています（法第16条の2）

規制の内容

- 焼却設備を用いずに廃棄物を焼却処理する、いわゆる「野焼き」が全国各地で問題になっていますが、野焼きはダイオキシン類の排出という面でも問題があります。
- 廃棄物処理法においては、従来より処理基準で「焼却の際には焼却設備を用いて焼却すること」と定められ、野焼きが禁止されており、廃棄物を焼却する際に用いる焼却設備及び焼却方法に関する基準も設定されています。この基準は、施設の規模にかかわらず適用され、廃棄物を焼却する際にはこれを遵守しなければなりません。
- 野焼きをした場合、罰則として、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が設けられています。また、法人に対しては、両罰規定として3億円以下の罰金が設けられています。（P49参照）

	基準	備考（必要と考えられる対策の例）
燃焼方法	煙突から焼却灰及び未燃物を飛散させないこと	・ 適正な負荷となるよう、焼却量を調整する ・ 排ガス処理設備や飛散防止ネットを設置する
	煙突の先端から火災又は黒煙（注1）を出さないこと	・ 適正な負荷となるよう、焼却量を調整する ・ 必要な量の空気を通風させる
	煙突の先端以外から燃焼ガスを出さないこと	・ 隙間や破損部分がない焼却設備を用いる ・ 焼却中は廃棄物投入口の扉を閉めておく ・ 適正な負荷となるよう、焼却量を調整する
設備の構造	空気取入口・煙突の先端以外には焼却設備内と外気がとが接することなく、燃焼室において発生するガスの温度が800℃以上の状態で、廃棄物を焼却できるものであること	・ 隙間や破損部分がある場合には補修する
	燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること	・ 十分な高さ及び口径の煙突を設置する ・ 送風機を設置する
	外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入する事が出来るものであること（注2）	・ 二重扉を設置する
	燃焼室中に燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること	・ 温度計を設置する ・ 助燃バーナーを設置する

（注1）黒煙については、JIS D8004 に定める汚染度が25%を超えるものでないことが目安になります。

（注2）ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。

●ダイオキシン類対策特別措置法関係等 (H12. 1. 15施行)

- (1) **ダイオキシン類**：ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）
- (2) **TDI（耐容一日摂取量）**：4 pg-TEQ/kg 体重／日
- (3) **環境基準**：大気（年平均値0.6pg-TEQ/m³以下）、水質（年平均値1 pg-TEQ／L以下）、水底の底質（150 pg-TEQ/g以下）、土壌（1,000pg-TEQ/g以下）
- (4) **特定施設**：設置届出、排出基準遵守、毎年1回以上の測定及び報告義務。

●ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気基準適用施設（特定施設）の排出基準

(単位：ng-TEQ/m³N)

番号	種 類	施 設 規 模	新 設 施 設 排 出 基 準	既 存 施 設 * 排 出 基 準
1	焼結炉（鉄鉄製造用）	原料処理能力1t/h以上	0.1	1
2	製鋼用電気炉	変圧器定格容量1000KVA 以上	0.5	5
3	亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、 溶解炉、乾燥炉)	原料処理能力 0.5t/h以上	1	10
4	アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、乾燥炉)	原料処理能力 0.5t/h以上	1	5
	// (溶解炉)	容量1t以上		
5	廃棄物焼却炉 (焼却能力50kg/h以上又は 火床面積0.5m ² 以上)	焼却能力4t/h以上	0.1	1
		焼却能力2t/h以上4t/h未満	1	5
		焼却能力2t/h未満	5	10

※既存施設：H12.1.15において現に設置されている施設をいう。廃棄物焼却炉のうち火格子面積が2 m²以上又は焼却能力が200kg/h以上のもの及び製鋼用電気炉にあっては、H9. 12. 2以降に設置の工事が着手されたものについて新設施設の排出基準が適用になる。

●ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質基準対象施設（特定施設）の排出基準

(単位：pg-TEQ/L)

番号	施設の種類の	排出基準
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉（火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力50kg/h以上）から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16	廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設及びポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	
17	フロン類の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設（第1号から第17号まで及び第19号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（第18号に掲げるものを除く。）	

(5) 廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、焼却灰その他燃え殻及び廃ガス洗浄施設汚泥並びにこれらの処理物

新設	3ng-TEQ/g以下	既設	3ng-TEQ/g以下	(セメント固化、薬剤処理又は酸抽出処理を行っているものは基準を適用しない。)
----	-------------	----	-------------	--

基準を超えるものは特別管理廃棄物。
毎年1回以上の測定報告義務（汚泥を除く。）

(6) 廃棄物最終処分場の放流水、地下水

放流水	10pg-TEQ／L以下	対	法第8条第1項許可施設
地下水	年平均値1pg-TEQ／L以下	象	法第9条の3第1項届出施設 法第15条第1項許可施設

毎年1回以上の測定義務